

新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度のお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日施行）から平成24年3月31日の間に新築された認定長期優良住宅については、通常の新築軽減（3年間もしくは5年間）に代わり、以下の減額措置が適用されます。

■対象家屋

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅であること。
- ・床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下であること。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

○認定長期優良住宅とは？

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準（耐久性・可変性・維持管理の容易性）に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

■減額内容

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率（該当家屋のみ）
50㎡～120㎡未満	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1（60㎡に相当する税額）

■減額される期間

一般の住宅（平屋・2階建住宅等）	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等（マンション等）	新築後7年度分

■申告方法

当該家屋が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日に属する年（通常は建築完了年の翌年）の1月31日までに、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書
- ②認定長期優良住宅である旨を証明する書類（認定通知書の写しなど）

■申告期限

平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に長期優良住宅を新築された人は、平成24年1月31日（火）までに申告してください。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅特例の減額措置と同時に受けることができません。

各種減額措置の固定資産税減額申請書はこちらから

各種減額措置の固定資産税減額申請書は、税務課資産税係（④番）窓口で配布しています。

また、[市ホームページ](http://www.city.ogori.fukuoka.jp/)（<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）からもダウンロードできます。

市ホームページ→お役立ち→申請書ダウンロード→税→固定資産税の順にクリックしてください。

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎72-2111 内線122、123

●●住宅用地の申告のお願い●●

平成23年1月2日から平成24年1月1日の間に、住宅用地としての土地の利用を変更された人、または新たに土地を住宅用地として利用されている人は、住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。
※住宅用地とは、1月1日（賦課基準日）現在において、住宅として使用されている家屋の敷地の用に供されている一画の土地をいいます。新たに住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は住宅用地とはされません。

具体的には、次のような場合になります。

- 1.住宅を新築・増築した場合（既に家屋調査が済んだものを除く）
- 2.住宅を新たに取得した場合（既に家屋調査が済んだものを除く）
- 3.住宅を取り壊した場合（既に減失登記が完了したものを除く）
- 4.住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合
- 5.店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 6.土地の利用を変えた場合（例：住宅の庭を賃貸駐車場にしたなど）

申告の方法

固定資産税の住宅用地等申告書に必要事項を記入の上、市役所の税務課資産税係（4番窓口）へ申告書をご提出ください。

なお、別途関係書類を提出していただく場合もあります。

※固定資産税の住宅用地等申告書は、小郡市役所税務課資産税係（4番）窓口で配布しております。

また小郡市のホームページでもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/index.htm>

申告の期限

申告は平成24年1月31日（火）までをお願いします。

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎72-2111 内線122、123